

お知らせ

ひとり親家庭等医療を受給の方へ

ひとり親家庭等医療証の切替えが必要です！

◆ 医療介護保険係

現在、ひとり親家庭等医療（一人暮らしの寡婦を含む）を受給されている方のひとり親家庭等医療証は、平成21年10月1日以降使用できません。受給対象となる方で、引き続き受給される場合は、切替え手続きが必要です。現在受給されている方には、別途、申請書等手続き案内を通知します。

また、新たに受給対象となる方（一人暮らしの寡婦は除く）については、随時申請を受付けていますので、詳しくはお問合せください。

切替期間（医療介護保険係6番窓口にて受付）

8月3日～8月31日（土日を除く）

8時30分～17時15分（※但し、木曜日は19時まで受付）

対象者の条件

- ◎桂川町に住所がある人
- ◎医療保険に加入している人
- ◎生活保護等を受けていない人（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付を含む）
- ◎本人または扶養義務者の所得が一定の額を超えていない人

対象者

【母または父について】

配偶者と死別または離別した人で、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の事情を含む）をしていない人、及びこれに準ずる①～⑥に掲げる人

- ①配偶者の生死が1年以上明らかでない人
- ②配偶者から1年以上遺棄されている人
- ③父母と死別した児童
- ④父母の生死が1年以上明らかな児童
- ⑤父母が精神または身体の障害により労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童
- ⑥父母が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない児童

【一人暮らしの寡婦について】

一人暮らしの寡婦への助成制度は、平成22年9月30日となります。今現在、受給されている方で引き続き受給を希望される方は、切替えの手続きが必要となります。新規の申請は受付していません。

③配偶者が海外在留のため、1年以上その扶養を受けることができない人

④配偶者が精神または身体の障害により労働能力を失っている人

⑤配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない人

⑥婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻していない人

【児童について】

「母子家庭の母」または「父子家庭の父」に現に扶養されている18歳に達する日以降の年度末までの間にある児童

【父母のいない児童について】

18歳に達する日以降の年度末までの間にある児童で、次の

- ①～⑥に掲げる児童

- ①父母と死別した児童

- ②父母の生死が1年以上明らかな児童

- ③父母から1年以上遺棄されている児童

- ④父母が海外在留のため、1年以上その扶養を受けることができない児童

- ⑤父母が精神または身体の障害により労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童

- ⑥父母が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない児童

問合先

保険環境課 医療介護保険係

☎ 65-1097